令和9年4月に島田市の小学校に入学予定のお子さんの保護者様へ

就学援助制度のお知らせ

島田市教育委員会では、島田市内の小中学校に通うお子さんがいる家庭で、経済的な理由などにより教育費の支払いが困難な家庭を対象に、就学に必要な費用の一部を援助しています。

令和9年4月に島田市の小学校に入学予定のお子さんがいる家庭については、就学援助費のうち、入学に必要となる「新入学児童生徒学用品費」の支給を入学前に受けることができます。※一定の審査があります。



◎ 新入学児童生徒学用品費

・支 給 額 小学1年生：64,300円／人
・支給時期 令和9年2月（入学前）

◎ 就学援助制度の対象者

島田市内に住所を有し、島田市教育委員会が裏面の区分により認定した方
（裏面を御確認ください。）

◎ 申込み

（1）申込み先　お子さんが入学予定の小学校の事務室

（2）申込みに必要なもの

① 就学援助申込書・承諾書（同封しています）

② 令和8年1月2日以降に他の市区町村から島田市に転入した方は、課税所得証明書（令和7年分（令和7年1月1日から令和7年12月31日）の所得）

（3）申込み期限　令和8年11月13日（金）

◎ 注意事項

・生活保護を受けている方は、生活保護費から入学準備金が支給されるため、就学援助制度（本制度）における新入学児童生徒学用品費は支給されません。
・新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けた後、令和9年4月に島田市立の小学校に入学しなかった場合は、返還していただくこととなります。

このお知らせは、就学時健診を受けられるお子さんがいる全ての世帯にお送りしています。

お問い合わせ
島田市教育委員会　教育総務課
TEL　0547-36-7952

◎ 就学援助制度の対象者

（1）生活保護を受けている方（要保護者）

（2）要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方（準要保護者）

・生活保護の停止又は廃止を受けたが、なお生活が困窮している方
・児童扶養手当を受給している方
・お子さんと同居の家族*全員分の年間所得（年金等も含む。）の合計額から社会保険料等を控除した後の額が基準の1.5倍を下回っている場合　など

※住民票上の世帯が別であっても、同じ住居に住んでいれば「同居の家族」に含みます。
※単身赴任中などの理由で同居していない人も、生計を一にする人は「同居の家族」に含みます。
※援助の対象（認定）となるかは、各家庭の所得状況や人数などにより異なります。

目安となる年間所得の合計額　※あくまでも目安です。

世帯人数	世帯構成	年間所得の合計額
2人	父又は母、子（小学生）	270 万円
3人	父、母、子（小学生）	330 万円
3人	父又は母、子（中学生）、子（高校生）	370 万円
4人	父又は母、子（未就学児）、子（未就学児）、子（小学生）	370 万円
4人	父又は母、子（小学生）、祖父、祖母	390 万円
4人	父、母、子（小学生）、子（中学生）	460 万円
5人	父又は母、子（中学生）、子（高校生）、祖父、祖母	490 万円

◎ 就学援助費の内容



学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、
修学旅行費、校外活動費、学校給食費、
医療費（対象となる疾病のみ）

・ 学年や認定時期によって、給付される項目や金額が異なります。
・ 要保護者（生活保護を受けている方）は、修学旅行費及び医療費が対象となります。
・ 新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けられた方の、学用品費等その他の就学援助費については、令和9年7月以降に支給されます。

新入学児童生徒学用品費の入学前支給を希望する場合は、
令和8年11月13日（金）までにお申込みください！

新入学児童生徒学用品費の入学後の受付・申込みについては、
島田市教育委員会　教育総務課（℡　0547-36-7952）にお問い合わせください。